

特記仕様書 5

(No. 1・No. 5～No. 7・No. 9・No. 10 岡南事業所、No. 8 野殿事業所)

1 道具箱設置

道具箱を【参考写真】のように設置する際に、溶接・ビス留めにつき容認すること。

【参考写真】

